

令和2年度

京都市予算編成に対する要望書

令和元年11月

公明党京都市会議員団

令和元年 11 月 29 日

京都市長
門川 大作 様

公明党京都市会議員団
団長 湯浅 光彦

令和 2 年度予算編成に対する要望

公明党は本年、結党 55 周年を迎えました。結党から今日まで 55 年にわたる公明党の歩みは、政治の光が当たらない庶民の声を代弁し、「大衆とともに」の立党精神を体現してきた歴史であり、その根底にあるのは、庶民の息遣いを肌身で感じながら、生活現場の「小さな声」に真摯に耳を傾けてきた公明議員の地道な闘いにほかなりません。公明党に対する期待の高まりは、この「小さな声を聴く力」を存分に発揮してもらいたいという庶民の切実な願いだと受け止めています。

人口減少、少子高齢化が進展する中であっても、公明党は「誰ひとり取り残さない」という精神のもと、全世代型の社会保障の構築を掲げ、国・地方が一体となって取り組んでいます。高齢者福祉はもとより、幼児教育の無償化など、支える側の社会保障の充実がこの京都市においても求められています。

また、地球環境の変化により、毎年のように起こる台風などの自然災害が激甚化、頻発化しています。公明党はどこまでも人命を第一と捉え、防災・減災対策を政治の中心に据えるべきと考えます。

公明党京都市会議員団は上記の課題に真摯に向き合い、すべての市民が安心して暮らし、幸福を実感できる生活実現のため、令和 2 年度京都市予算編成にあたり、全 192 項目（重点項目として 55 項目）を要望として提出します。

本市の厳しい財政状況のもとでの来年度予算編成になるものと考えますが、各種事業を精査した上で、市民に寄り添う市政運営となるよう、市長におかれましては、私どもの予算要望を真摯に受け止められ、令和 2 年度予算に反映されることを要望します。

重点要望項目（55 項目）

◎防災危機管理・安心・安全	（ 5 項目）	2
◎行政運営・財政改革	（ 9 項目）	2
◎産業・観光	（ 3 項目）	3
◎環境・エネルギー	（ 4 項目）	4
◎文化芸術・市民生活	（ 3 項目）	5
◎福祉・子育て・教育	（15 項目）	5
◎まちづくり	（ 8 項目）	7
◎交通・上下水道	（ 8 項目）	8

局別要望項目（192 項目）

○環境政策局	（ 10 項目）	10
○行財政局	（ 13 項目）	12
○総合企画局	（ 13 項目）	14
○文化市民局	（ 14 項目）	16
○産業観光局	（ 19 項目）	18
○保健福祉局	（ 26 項目）	21
○子ども若者はぐくみ局	（ 11 項目）	25
○都市計画局	（ 14 項目）	27
○建設局	（ 11 項目）	29
○消防局	（ 12 項目）	31
○交通局	（ 13 項目）	33
○上下水道局	（ 12 項目）	35
○教育委員会	（ 24 項目）	37

重点要望項目

防災危機管理・安心安全

1. 京都市国土強靱化地域計画に基づき、更なる防災対策の充実を図ること。特に、近年の大型化する台風や記録的集中豪雨における大雨・洪水・暴風被害や土砂災害の課題を踏まえ、浸水・暴風・土砂災害への対応力強化、倒木による停電対策、マイタイムラインの構築による正確な避難情報の伝達、避難場所の安心安全をはじめ液体ミルクなど備蓄品の充実や円滑な運営に万全の体制をとること。
2. 近年多発する大規模な水害における人的被害を軽減するため、水災害に対応した訓練の充実を図り、自主防災組織をはじめとする地域の水災害への対応力の向上を図ること。
3. 昨年発生した京都アニメーション第1スタジオでの痛ましい放火火災に関連し、万が一に備え、類似の建物を有する事業所に対して、命を守るための避難に関する指導を進めるとともに、市民周知にも努めること。
4. 府市協調のもと、在宅医療にも対応した「救急安心センター事業（#7119）」の令和2年度内の事業化に向け取り組むこと。
5. 年代に応じた防災指導カリキュラムを活用し、幼少期からの防災教育に着実に取り組むこと。特に小・中学校等すべての教育機関で実施すること。

行政運営・財政改革

6. 「はばたけ未来へ！京プラン」実施計画に基づき、徹底した行財政改革を行い、公債償還基金の取り崩しなどの特別の財源対策に頼らない財政健全化に努め、事業のスクラップアンドビルドを従来以上に徹底すること。とくに臨時財政対策債については、廃止を強く国に求めること。
7. 公共施設の効率的かつ効果的な維持管理による長寿命化や施設保有量の最適化を図ること。また、現在進んでいる市庁舎整備については工期の厳守に努めること。
8. ICTを活用した効率的な働き方を推進するため、AIやRPAを活用し業務の効率化に取り組むこと。また多様化する市民ニーズに対応できる人材育成に努め、市民の信頼に応えられる制度改革に取り組むこと。

9. 宿泊税については、税の公平性の観点からも違法民泊への徴収強化に取り組むこと。また、実施事業が市民に分かるよう「見える化」を図り透明性を確保すること。
10. SDGs及び京都市レジリエンス戦略に係る取組を確実に実行するため、推進本部を中心に、各局が責任を持って取り組む体制を構築すること。また、その取組状況が市民によく理解できるよう啓発の強化と、幼少期からの教育の充実を図り、世界をリードするようオール京都で取り組むこと。
11. 京都市立芸術大学の移転を中心とする京都駅東部エリア及び京都駅東南部エリアの整備については、文化芸術都市・京都の新たなシンボルゾーンを創生するとともに、地域の活性化につながるものとする。
12. 京都の活性化に必要な鉄道網の整備に全力で取り組むこと。特にリニア中央新幹線の京都駅ルートの実現をはじめ、北陸新幹線の円滑な整備・開業に向けて国への働きかけを強化すること。
13. 全庁的なオープンデータの利活用によって、市民サービスの向上、地域情報化の推進、市役所業務の効率化を積極的に推進すること。また企業、市民等の利用者側のニーズ把握に努め、利用価値を高めること。あわせてビッグデータの活用について研究検討を進めること。
14. 外国人との共生社会の実現に向け、令和元年7月に開設された「京都市外国籍市民総合相談窓口」を活用し市内で学ぶ留学生や、京都で働き、暮らす外国籍市民への生活相談等の支援に一層取り組むこと。また、向島地域における日本語教室や、あしなが育英会との連携事業について、地域との共生・相互理解のもとに取組を推進すること。

産業・観光

15. 「京都市産業戦略ビジョン」に則り、
 - ① 多くのベンチャー企業を生み出してきた京都の強みを活かすとともに、近年、京都に進出が相次いでいる世界的なスタートアップ支援機関等との連携を図り、産学公が一体となって、世界で活躍する成長企業を創出する仕組みづくりに取り組むこと。
 - ② グリーン・ライフイノベーション及びコンテンツ産業の振興を推進するとともに、ものづくりベンチャー企業支援戦略拠点を中心に、国内外のIoT関連ベンチャー企業と地元中小企業とのマッチングで、ものづくり産業の活性化を図ること。

- ③ 働き方改革、担い手不足解消、非正規雇用の正規化促進を進めるため、全庁を挙げて取り組むこと。
 - ④ 産業振興に関して、本市として専門性の高い人材の育成・活用に更に取り組むこと。
16. 東京オリンピック・パラリンピック、関西ワールドマスタースゲームズ、更には京都コンGRESS、関西万博等国際的イベントに向け、スポーツツーリズム、ユニバーサルツーリズムの推進など京都ならではのきめ細かな観光振興策と人材育成の施策の推進を図ること。
17. 就職氷河期世代の方々が安心して相談でき、スキルを活かした就職に結びつくような支援体制を構築すること。

環境・エネルギー

18. 温室効果ガス排出量削減目標である 2020 年度の 25%削減、2030 年度の 40%削減、パリ協定に掲げられた今世紀後半の実質排出ゼロを見据え、「1.5℃を目指す京都アピール」を広く発信し市民の理解と協力のもと、着実に地球温暖化対策に取り組むこと。また、頻発する災害対策としての地球温暖化の影響に関する情報収集や「適応策」を着実に講じること。
19. 食品ロス削減推進法の施行を踏まえ、食品ロス削減目標達成に向け、市民、事業者、行政が連携し、食品ロス対策に一層取り組むこと。
20. 「しまつのこころ条例」と「新・京都市ごみ半減プラン」（令和 2 年度：39 万トン）の趣旨を踏まえ、紙ごみなど家庭系ごみの減量をはじめ、レアメタルのリサイクルなどの資源回収の推進も図ること。そのために、有料指定袋の使用実態の検討も含め市民、家庭での取組ができる「ごみアプリ」をしっかりと周知し一層の活用を促進すること。
21. 海洋プラスチック問題は取り組まなければならない喫緊の世界的課題である。レジ袋の有料化等も見据え、あらゆる手段を講じてプラごみ削減に全力で取り組むこと。

文化芸術・市民生活

22. 京都市美術館については、海外企画展、常設展示、現代アートなどの充実を図り、幅広い層の市民をはじめ多くの利用者が美術に親しめる場所となるよう取り組むこと。
23. 真のワーク・ライフ・バランスの推進については、仕事と家庭、地域貢献が調和できる「働き方改革」を推進すること。特に、中小企業に対する支援充実を図ること。また、国、府、民間事業者等と協調し、全ての人がそれぞれのライフスタイルにあった生き方が選択できる社会の実現に向け、具体的施策を進めること。
24. 地域住民の基幹施設である区役所の在り方については、下記の3点を重視し取り組むこと。
 - ① 京都ならではの地域力を活かした政策立案機能を強化し、区民提案・共汗型まちづくり支援事業などを通して地域に密着した事業推進を図ること。
 - ② マイナンバーカードを利用した各種証明書交付を着実に推進し、カード交付率向上対策を進めるなど更なるマイナンバー利用を推進すること。
 - ③ ワンストップ窓口、夜間対応や24時間対応など市民の要望に応え、市民サービスを一層向上するための取組を進めること。

福祉・子育て・教育

25. 「はぐくみ支えあうまち・京都ほほえみプラン」に基づき、障がいの有無に関わらず共生できる社会を目指した障がい者施策の更なる推進を図ること。特に、就労支援については「京都市障害者就労支援推進会議」を核とし、受入れ企業の拡大と長期就労に向けた定着支援を強力に進めること。
26. ひきこもり支援については、相談窓口を一本化し支援体制を強化するとともに、複雑かつ多様化する課題に対して、どこまでも寄り添う伴走型支援の充実を図ること。
27. 「健康長寿のまち・京都」の取組については、「健康長寿・笑顔のまち・京都推進プラン」に基づき、全市的な運動として展開されているが、市民の健康寿命の延伸に向け、フレイル・オーラルフレイル対策や、いきいき健康ポイント事業に取り組むことで、市民が主体となった取組を引き続き推進すること。

28. 認知症対策については、国において策定された国家戦略に基づき、早期診断と患者・家族への支援などに取り組むとともに、認知症初期集中支援チームの取組を更に進め、認知症総合支援事業を強力に推進すること。また、若年性認知症に対する取組も充実させること。
29. 「民泊」については、引き続き違法民泊根絶に向けた取組を強力に推進するとともに、旅館業法によるものと住宅宿泊事業法によるものとを問わず、地域と調和したものになるよう、他局及び関係機関と連携し取り組むこと。
30. 「京・地域福祉推進指針」を踏まえ、福祉のまちづくり体制整備事業に取り組むなど、地域力の強化や総合的な支援体制の構築に取組、地域共生社会の実現を一層図ること。
31. 令和元年度に策定予定の「京都市はぐくみプラン」を踏まえ、保育サービス、病児・病後児保育、放課後の子どもの居場所づくりなど個々の施策を充実させるとともに、「妊娠前から出産・育児期」の支援の充実や貧困家庭の子ども・若者支援等、切れ目のない支援に取り組むこと。
32. 児童虐待防止のため、国の施策と連動し、児童相談所の一層の体制及び専門性の強化と関係機関や他自治体との連携強化を進めること。国に対しては必要な財源措置要望をはじめ、現場の状況を的確に伝えること。
33. 自閉症・発達障がい児（者）の支援について、発達障害者支援センターを中心に、支援連携協議会との有機的な連携を図り、乳幼児期から成人期までを通した総合的支援に取り組むこと。また、待機者の解消については、早期の療育につなげるよう、引き続き体制整備を図ること。
34. 保育園の通園路や散歩路の実態調査を踏まえ、関係局との連携のもとに、児童の安全対策に取り組むとともに、保護者や事業者、地域に対して、子どもの命を守る意識向上を図るための施策を推進すること。
35. 教員が授業の充実に注力し、子どもたち一人一人に寄り添える環境づくりを進めるため、「校務支援員」や「スクールロイヤー」等の外部人材を積極的に活用するとともに、学校給食費の公会計化の導入等、教職員の事務負担軽減に向けた「教員の働き方改革」に国と連携し取り組むこと。
36. 「京都市いじめの防止等に関する条例」に基づき、教育現場におけるいじめ根絶に強力に取り組むこと。そのために、SNSを活用した相談体制の確立など、子どもの声を早くキャッチする取組を進めること。

37. 児童生徒の安全教育、防災教育を充実させるとともに、災害時の緊急避難所として、小中学校の施設防災機能強化を進めること。あわせて、通学路の安全対策も同時に進めること。学校施設等の安全対策に要する費用について必要な国の補助制度の拡充を求めること。
38. 経済的理由で義務教育を学べなかった方や不登校の学び直し、外国籍児童等の多様な学びの場となる夜間中学の充実を、府市協調により図ること。
39. 不登校については、問題行動ではないという前提に立って、教育機会確保等の趣旨を踏まえ、早期対応と未然予防、子どもたちの多様な学びの場づくり、あわせて、子どもたちが一定休養するということが大事であるという視点も盛り込み、家庭と連動した適切な支援を行うこと。

まちづくり

40. 新景観政策の更なる進化については、京都の景観の守るべき骨格を堅持しつつ、地域特性に合わせ、若者・子育て世代層の市外転出、オフィス空間や産業用地の不足などの課題解決を図り、地域の活性化に資するよう取り組むこと。
41. 空き家対策については、特定危険空き家の対策に早急に取り組むとともに、空き家の利活用と適正管理に関して、施策に鋭意取り組むこと。
42. 長寿社会の到来による課題や、高齢者や障がい者など移動に困難を来す市民ニーズを十分に踏まえながら、交通不便地域対策や生活路線の確保等を含む公共交通対策を各局連携の下に推進すること。
43. 高齢者などの居住支援については、京都市すこやか住宅ネットによる取組を充実させるとともに、新たな保証制度の導入など、より効果的な制度を構築すること。
44. 近年、頻発する台風や大雨被害を踏まえ、各局と連携を図り着実に対策を推進すること。また、河川のしゅんせつ、整備など浸水対策及び土砂災害対策については国、府と緊密な連携を図り取り組むこと。
45. 「みつけ隊」の広報周知に努め、登録者の増加を図り、市民協働・共汗型のまちづくりを進めること。

46. 地域コミュニティ、防災拠点ともなる公園の整備については、高齢者から子育て世代が使いやすく、親しまれる公園へ質の向上を図ること。
47. 大津市での子どもの交通事故を踏まえ、幼稚園・保育所等における散歩や園外活動の安全確保のため、経路等の安全点検の調査を踏まえ、関係各局、警察等の関係機関との連携をはかり、子どもの安全な通行のための環境整備を推進すること。

交通・上下水道

48. 経営健全化と共に文化首都京都のまちづくりの視点も重視した「京都市交通局市バス・地下鉄事業経営ビジョン」を着実に推進すること。
49. 「地下鉄・市バスお客様1日80万人」を達成するための取組みを強力に進めること。
50. 市民が安心して利用するための市バスの乗車環境改善に向けた具体策を推進すること。
① バス一日乗車券、バス・地下鉄一日(二日)券の活用促進を図ること。
② 市バスの前乗り後降り方式が可能な路線へ拡充を進めること。
③ 観光シーズンの市バスの混雑対策について、調査に基づき対策の強化を進めること。
51. 事故ゼロとともに市民に信頼される地下鉄・市バスを目指し、管理の受委託先を含め、地下鉄・市バスの安全運行の取組を強力に進めること。
52. 交通系ICカードを活用した乗継割引の拡充など運賃サービスの充実を検討すること。また、ICカードにおいて商業施設などと連携したポイントサービスを実施するなどのICカードの魅力・利便性向上を図ること。
53. 市民の重要なライフラインである水道・下水道を将来にわたって守り続けるために「中期経営プラン」を着実に実施し、一層の経営基盤強化を図ること。
54. 「中期経営プラン」に掲げた老朽配水管更新・耐震化のスピードアップを着実に進めること。また、引き続き国の財政支援を求めること。
55. 検針業務の効率化や難検針の解消のほか、使用水量等の推移の詳細なデータが把握できるなど、水道事業運営上の様々な課題の解決や新たなお客さまサービスの提供ができるようになる水道スマートメーター導入を進めること。

局別要望項目

環境政策局

重点項目

1. 温室効果ガス排出量削減目標である 2020 年度の 25%削減、2030 年度の 40%削減、パリ協定に掲げられた今世紀後半の実質排出ゼロを見据え、「1.5℃を目指す京都アピール」を広く発信し市民の理解と協力のもと、着実に地球温暖化対策に取り組むこと。また、頻発する災害対策としての地球温暖化の影響に関する情報収集や「適応策」を着実に講じること。
2. 時代とともに進化する国のエネルギー政策の動向を注視しながら、「京都市エネルギー政策推進のための戦略」に基づき、住宅用太陽光発電及び太陽熱利用の普及促進、家庭用蓄電設備のより一層の普及促進、「水素エネルギー普及促進事業」及び「京都市バイオマス産業都市構想」として示される、各種プロジェクト事業を推進し、持続可能なエネルギー社会を着実に構築していくこと。
3. 「DO YOU KYOTO?クレジット制度」の活用に向けて地域・市民団体などに制度利用の周知・普及を図り、実効性あるものとする。あわせて企業のカーボンオフセットの活性化を図り、排出削減を促進すること。
4. 「エコ学区」ステップアップ事業を学区民の理解を得て更なる参加者増を図り、「エコ学区」を軸とした地域コミュニティの発展に寄与する事業展開を図ること。
5. 自然環境とくらしを気遣う環境の保全については、京都の優れた自然環境を後世に伝えていくためにも、市民や事業者が連携して生物多様性の保全に向け、身近なものとして取組を進めることができるよう尽力すること。

重点項目

6. 食品ロス削減推進法の施行を踏まえ、食品ロス削減目標達成に向け、市民、事業者、行政が連携し、食品ロス対策に一層取り組むこと。

重点項目

7. 「しまつのこころ条例」と「新・京都市ごみ半減プラン」（令和 2 年度：39 万トン）の趣旨を踏まえ、紙ごみなど家庭系ごみの減量をはじめ、レアメタルのリサイクルなどの資源回収の推進も図ること。そのために、有料指定袋の使用実態の検討も含め市民、家庭での取組ができる「ごみアプリ」をしっかりと周知し一層の活用を促進すること。

8. 「ごみ収集処理業務の更なる改革策」に則り、家庭ごみ午前収集を定着させるとともに民間委託化の推進や地域との連携に基づく、総合的な環境行政の展開を図ること。あわせて、エコまちステーションを中心に市民サービスの徹底に努めること。
9. ますます進展する高齢社会に対応するため「ごみ出し支援制度」に本格的に取り組む環境省と緊密な連携のもと、先進的に事業化を進めてきた京都市の「まごころ収集」の利点を活かし更なる事業拡充に取り組むこと。

重点項目

10. 海洋プラスチック問題は取り組まなければならない喫緊の世界的課題である。レジ袋の有料化等も見据え、あらゆる手段を講じてプラごみ削減に全力で取り組むこと。

行財政局

重点項目

11. 「はばたけ未来へ！京プラン」実施計画に基づき、徹底した行財政改革を行い、公債償還基金の取り崩しなどの特別の財源対策に頼らない財政健全化に努め、事業のスクラップアンドビルドを従来以上に徹底すること。とくに臨時財政対策債については、廃止を強く国に求めること。

重点項目

12. 公共施設の効率的かつ効果的な維持管理による長寿命化や施設保有量の最適化を図ること。また、現在進んでいる市庁舎整備については工期の厳守に努めること。
13. 公有財産の有効活用については、「はばたけ未来へ！京プラン」実施計画を踏まえ、「市民等提案制度」などを有効に活用し、資産を売却のみでなく効果的な活用となるよう更に取り組むこと。
14. 学校の跡地活用については、歴史的背景など十分に吟味し、地域や市全体の活性化、地域住民の一層の理解を得た取組を進めること。
15. 「京都市職員コンプライアンス推進指針」に基づき、「公務員倫理」を外郭団体も含む全職員の共通認識とし、「不祥事を起こさない、起こさせない組織文化」を構築すること。

重点項目

16. ICTを活用した効率的な働き方を推進するため、AIやRPAを活用し業務の効率化に取り組むこと。また多様化する市民ニーズに対応できる人材育成に努め、市民の信頼に応えられる制度改革に取り組むこと。
17. 民間企業をリードするためにも本市として、女性の力を存分に発揮できる職場環境を構築する取組を推進し、「女性活躍推進法」における2020年度までに女性の採用率や管理職の登用率の数値目標の達成を目指すこと。

重点項目

18. 京都市国土強靱化地域計画に基づき、更なる防災対策の充実を図ること。特に、近年の大型化する台風や記録的集中豪雨における大雨・洪水・暴風被害や土砂災害の課題を踏まえ、浸水・暴風・土砂災害への対応力強化、倒木による停電対策、マイタイムラインの構築による正確な避難情報の伝達、避難場所の安心安全をはじめ液体ミルクなど備蓄品の充実や円滑な運営に万全の体制をとること。
19. 現行の業務継続計画に加え、水害対策編の業務継続計画を策定すること。あわせて、局別・現場別の具体的かつ、明確な計画を策定するとともに、被災された市民への柔軟な対応ができる体制整備を構築すること。

重点項目

20. 宿泊税については、税の公平性の観点からも違法民泊への徴収強化に取り組むこと。また、実施事業が市民に分かるよう「見える化」を図り透明性を確保すること。
21. 指定管理者制度の運用に当たっては、選定の透明性と公平性が確保されるよう引き続き改革に取り組むこと。また、民間のノウハウを活用し公共サービスの向上に努めること。
22. 入札による事業者選定に当たっては、WTO案件でも、契約の目的物に応じて、価格のみならず、事業者の施行能力等をしっかりと踏まえた最適な選択とすること。

重点項目

23. 近年多発する大規模な水害における人的被害を軽減するため、水災害に対応した訓練の充実を図り、自主防災組織をはじめとする地域の水災害への対応力の向上を図ること。

総合企画局

重点項目

24. SDGs及び京都市レジリエンス戦略に係る取組を確実に実行するため、推進本部を中心に、各局が責任を持って取り組む体制を構築すること。また、その取組状況が市民によく理解できるよう啓発の強化と、幼少期からの教育の充実を図り、世界をリードするようオール京都で取り組むこと。
25. 京都市版地方創生総合戦略として策定された「まち・ひと・しごと・こころ京都創生」総合戦略の柱である“みんなごと”のまちづくり推進事業を着実に進めること。市民協働の「まちづくり・お宝バンク」の取組提案については、実情を踏まえその実現や市政への反映の結果がしっかりと出るよう強力にサポートしていくこと。また、若者や子育て世代等の人口流出に歯止めをかける定住促進施策に取り組むこと。
26. 「国家戦略としての京都創生」の実現に向け、国への働きかけを強化するとともに、国内外に向けて京都創生の機運醸成を図ること。また、市民に京都創生について広く知っていただき理解が深まるよう取り組むこと。
27. 文化庁の京都への本格的な移転に向けて、オール京都で受入体制の整備を図るとともに、文化庁の機能強化と新たな文化行政の推進のため京都市の強みを発揮した積極的な役割を果たすこと。
28. 「京プラン」実施計画第2ステージの個別実施計画及び各種分野別計画について、各局が毎年の取組を検証、情報公開し着実な推進を図ること。そのうえで、京都市基本構想の総仕上げに向けて、次期基本計画の策定に取り組むこと。
29. 京都駅西部エリアの活性化については、エリア全体の活性化に向け、JR梅小路京都西駅及び第一市場の整備と連動した回遊性を重視し、にぎわい事業者も含めた「京都市西部エリアまちづくり協議会」を中心に具体的に進めること。

重点項目

30. 京都市立芸術大学の移転を中心とする京都駅東部エリア及び京都駅東南部エリアの整備については、文化芸術都市・京都の新たなシンボルゾーンを創生するとともに、地域の活性化につながるものとする。

重点項目

31. 京都の活性化に必要な鉄道網の整備に全力で取り組むこと。特にリニア中央新幹線の京都駅ルートの実現をはじめ、北陸新幹線の円滑な整備・開業に向けて国への働きかけを強化すること。
32. 令和2年度までの15,000人の留学生受入達成に向け、「京グローバル大学」促進事業や「留学生の就職支援・マッチング事業」などの着実な進捗を図り、積極的に施策を展開すること。
33. 新たに策定した「大学のまち京都・学生のまち京都推進計画2019～2023」に掲げる施策にスピード感を持って取組を推進すること。
34. ホームページの運用や、地域BWAなど多様な情報通信手段等を活用した市民協働型の情報交換など、情報を活かした広報広聴力の一層の強化に努めること。

重点項目

35. 全庁的なオープンデータの利活用によって、市民サービスの向上、地域情報化の推進、市役所業務の効率化を積極的に推進すること。また企業、市民等の利用者側のニーズ把握に努め、利用価値を高めること。あわせてビッグデータの活用について研究検討を進めること。

重点項目

36. 外国人との共生社会の実現に向け、令和元年7月に開設された「京都市外国籍市民総合相談窓口」を活用し市内で学ぶ留学生や、京都で働き、暮らす外国籍市民への生活相談等の支援に一層取り組むこと。また、向島地域における日本語教室や、あしなが育英会との連携事業について、地域との共生・相互理解のもとに取組を推進すること。

文化市民局

37. 文化芸術振興については「京都文化芸術プログラム 2020+」を着実に実行し、日本の文化の真髄である京都の文化や奥深いまちの魅力を世界に発信していくこと。

重点項目

38. 京都市美術館については、海外企画展、常設展示、現代アートなどの充実を図り、幅広い層の市民をはじめ多くの利用者が美術に親しめる場所となるよう取り組むこと。
39. 文化財保護については、埋蔵文化財の発掘調査と公開を一層推進するとともに、発掘調査や保存体制を充実強化するための支援を国に積極的に要望していくこと。また、「みやこ文化財愛護委員」や「文化財マネージャー」の活躍する場を拡大し、AI など最先端テクノロジーを活用した仕組みづくりに取り組むこと。
40. 「京都をつなぐ無形文化遺産制度」については、これまでの成果を踏まえて今後の事業の在り方を検討し、京都に伝わる様々な無形文化遺産を次代に継承する取組を継続していくこと。

重点項目

41. 真のワーク・ライフ・バランスの推進については、仕事と家庭、地域貢献が調和できる「働き方改革」を推進すること。特に、中小企業に対する支援充実を図ること。また、国、府、民間事業者等と協調し、全ての人がそれぞれのライフスタイルにあった生き方が選択できる社会の実現に向け、具体的施策を進めること。
42. 京都市動物園については、“命の大切さ”や環境問題など世界水準の生き物・学び・研究機関を目指し「楽しく学べる動物園」として、引き続き幅広い市民に親しまれるよう取り組むこと。
43. 二条城・無鄰菴・岩倉具視幽棲旧宅・旧三井家下鴨別邸などの文化遺産の価値を活かし、日本文化への理解を深め、京都の魅力を発信する施策を充実すること。

重点項目

44. 地域住民の基幹施設である区役所の在り方については、下記の3点を重視し取り組むこと。
- ① 京都ならではの地域力を活かした政策立案機能を強化し、区民提案・共汗型まちづくり支援事業などを通して地域に密着した事業推進を図ること。

- ② マイナンバーカードを利用した各種証明書交付を着実に推進し、カード交付率向上対策を進めるなど更なるマイナンバー利用を推進すること。
 - ③ ワンストップ窓口、夜間対応や24時間対応など市民の要望に応え、市民サービスを一層向上するための取組を進めること。
45. 地域コミュニティ活性化については、事業者や地域団体との連携を一層強化し、自治会加入率を向上させること。また、北部山間地域を含む過疎地域の自立促進についても地元住民の意向を踏まえ着実に取り組むこと。
46. サル、クマ、イノシシ、シカ等といった野生鳥獣による住宅街被害については、専門機関や近隣市町村、地元住民の協力と理解を得て実効性のある対策を講じること。また、特定外来生物についても市民の安心安全を守る視点で情報発信や対策に努めること。
47. 「京都市交通安全基本条例」に基づく理念や施策を広報周知し、特に幼児・児童・高齢者・観光客等が交通事故に遭わないため安全対策を推進すること。また、危険な運転の根絶や交通マナー向上など重大事故を防止する取組を京都府警等の関係機関との連携強化を図り推進すること。
48. 「世界一安心安全・おもてなしのまち京都 市民ぐるみ推進運動」については、各区版運動プログラムに基づき各関係機関と連携を図り、誰もが安心安全に暮らし、観光できるまちづくりに取り組むこと。
49. 人権文化の推進については、子どもや高齢者、性別の差異、障がいの有無、国籍や民族、生まれや生い立ちに関係なく、一人一人が人権の大切さを認識し、豊かな人間関係が育まれる社会を目指すこと。また、国で法制化された「ヘイトスピーチ対策法」、「部落差別解消法」の主旨に基づき、具体的な施策を進めること。あわせて、LGBT支援に具体的に取り組む、多目的トイレ等の普及やパートナーシップ制度を導入すること。
50. スポーツ振興については、市民が安心して便利に利用できる施設管理・運営を行うとともに、生涯スポーツの世界大会「ワールドマスターズゲームズ 2021 関西」の成功に向け、各種競技団体や地域団体ともしっかりと連携し、市民への広報周知を図り、大会への参加意識の向上に努め、市民ぐるみで開催の機運を高めること。

産業観光局

重点項目

51. 「京都市産業戦略ビジョン」に則り、
- ① 多くのベンチャー企業を生み出してきた京都の強みを活かすとともに、近年、京都に進出が相次いでいる世界的なスタートアップ支援機関等との連携を図り、産学公が一体となって、世界で活躍する成長企業を創出する仕組みづくりに取り組むこと。
 - ② グリーン・ライフイノベーション及びコンテンツ産業の振興を推進するとともに、ものづくりベンチャー企業支援戦略拠点を中心に、国内外の I O T 関連ベンチャー企業と地元中小企業とのマッチングで、ものづくり産業の活性化を図ること。
 - ③ 働き方改革、担い手不足解消、非正規雇用の正規化促進を進めるため、全庁を挙げて取り組むこと。
 - ④ 産業振興に関して、本市として専門性の高い人材の育成・活用に更に取り組むこと。
52. 京都市産業戦略新ビジョン策定に当たっては、産業連関表の分析に基づく京都経済の構造を踏まえた、新たな方向性を盛り込むこと。
53. 桂イノベーションパークや産業技術研究所及び京都市成長産業創造センターなどの産学公連携の産業支援拠点が、それぞれの強みを活かして連携し、その能力を十分に活用した京都の産業振興策を進めること。
54. 「京都市ソーシャル・イノベーション・クラスター構想」に基づき、引き続き、京都独自のソーシャルビジネス支援を着実に推進すること。
55. 「第3期京都市伝統産業活性化推進計画」に基づき、国内外の販路拡大、産業技術研究所と連携した新たな用途や商品開発など、伝統産業の活性化に積極的に取り組むとともにリニューアル予定の京都伝統産業ふれあい館を活用し、伝統製品の魅力を広くアピールすること。
56. 「京都市商店街の振興に関する条例」に基づき、事業者や消費者など地域の声を聴き、各々の商店街の実態に即した振興策を講ずること。

57. 「京都市地域企業の持続的発展の推進に関する条例」を踏まえた一層の地域企業の下支えと発展に努めるとともに、地域企業としての表彰制度の充実と活用など、地域インフラとしての企業の役割も市民に広く周知するよう取り組むこと。あわせて、中小企業支援について、金融支援や事業承継、販路開拓、人材確保など、各種支援制度について周知徹底し、より活用しやすい相談体制を整えること。
58. 宿泊施設による市内業者からの物品・食材等の域内調達の推進を図るなど、経済波及効果が更に市内に行き渡り市民に実感できるよう努めること。
59. 京都ならではの文化を感じられ、地域コミュニティを支え市民生活と調和した宿泊施設である旅館の魅力を発信し支援策を講じること。

重点項目

60. 東京オリンピック・パラリンピック、関西ワールドマスタースゲームズ、更には京都コンgres、関西万博等国際的イベントに向け、スポーツツーリズム、ユニバーサルツーリズムの推進など京都ならではのきめ細かな観光振興策と人材育成の施策の推進を図ること。
61. 宿泊税を活用し、観光客急増による混雑緩和、観光バスの路上駐車、宿泊環境の変化、外国人観光客のマナーなど、新たな課題への解決策を積極的に推進し、地域との調和を図る視点を重視して、更に全庁体制で取り組むこと。
62. 世界に京都を広くアピールできる「MICE戦略」の大切さを踏まえた、受け入れ環境の整備と積極的な誘致に取り組むこと。
63. 農林振興については、農林業の担い手を確保するとともに、産業として成り立つよう育成を図ること。また、スマート農業などの新たな視点での農林業育成の研究・検討や森林税を活用した森林の保全再生を進め、京都市の農林業の一層の振興を図ること。
64. 「針葉樹人工林の風倒木被害地における森林再生の指針」を踏まえ、災害復旧に向けた倒木対策と森林再生を速やかに推進するとともに、国・府に対し必要な対応を要請すること。

65. イノシシ・シカ・サル・クマ等、深刻な状況にある農作物の野生鳥獣被害の防止をより強力に進めること。また、狩猟者の育成などに取り組むこと。
66. 「第一市場マスタープラン」に基づき、食文化の拠点機能を一層充実させ、取扱量の目標達成に努めるとともに、安全、安心な食料品を消費者へ供給すること。また、「京都市中央市場施設整備基本計画」に基づく施設整備に当たっては、市場関係者の意見を十分に反映しながら進め、京都府との財政負担の協議を行うこと。
67. 第二市場「京（みやこ）ミートマーケット」マスタープランに基づき、安全・安心・良質な食肉の提供、牛肉の海外輸出にも対応できる品質・衛生管理、環境への配慮をコンセプトとした基盤整備を着実に進めること。
68. キャッシュレス社会に向け、消費者の利便向上に資する「ポイント制」などのインセンティブ措置など、国が進める施策の動向に迅速に対応し、適切な施策を講じ、環境整備を推進すること。

重点項目

69. 就職氷河期世代の方々が安心して相談でき、スキルを活かした就職に結びつくような支援体制を構築すること。

保健福祉局

70. 「障害者 24 時間相談体制構築事業」については、障がいのある方が安心して地域で住み続けられるよう引き続き相談支援の充実に取り組むこと。
71. 障害者差別解消法の施行を踏まえ、手話言語条例に基づく手話の普及や、ヒアリンググループ、要約筆記、知的障がいのある方への分かりやすい情報提供等、障がいのある方に対する情報保障やコミュニケーション支援を充実させるとともに、全ての人が個人として尊重され、安心して安全な生活を営むことができるよう各種施策を推進すること。

重点項目

72. 「はぐくみ支えあうまち・京都ほほえみプラン」に基づき、障がいの有無に関わらず共生できる社会を目指した障がい者施策の更なる推進を図ること。特に、就労支援については「京都市障害者就労支援推進会議」を核とし、受入れ企業の拡大と長期就労に向けた定着支援を強力に進めること。
73. 「京都市高次脳機能障害者支援センター」については、専門相談窓口として高次脳機能障がい者支援と障がいのある市民が地域で快適に生活できる環境づくりの拠点として事業の充実に図ること。
74. 京都府から権限移譲された難病医療費助成の事務を円滑に進め、京都難病相談・支援センターを中核として、難病患者に対する支援をきめ細かく推進すること。また、指定難病となっていない難病並びに疾病を持つ患者に対しては、保健福祉センターが相談窓口となり、丁寧に寄り添う相談支援に取り組むこと。
75. 自殺防止対策については、相談機能の充実や、ゲートキーパー研修を市民へ拡大するなど、自殺防止の啓発活動にも積極的に取り組むこと。

重点項目

76. ひきこもり支援については、相談窓口を一本化し支援体制を強化するとともに、複雑かつ多様化する課題に対して、どこまでも寄り添う伴走型支援の充実に図ること。

重点項目

77. 「健康長寿のまち・京都」の取組については、「健康長寿・笑顔のまち・京都推進プラン」に基づき、全市的な運動として展開されているが、市民の健康寿命の延伸に向け、フレイル・オーラルフレイル対策や、いきいき健康ポイント事業に取り組むことで、市民が主体となった取組を引き続き推進すること。
78. がん検診事業については、保険医療システムを活用した受診勧奨の効果を検証し、更なる受診率向上につながる取組を推進すること。
79. 受動喫煙防止については、改正健康増進法の施行を踏まえ、「健康長寿・笑顔のまち・京都推進プラン」に基づき、市民の健康を第一に考えた取組を進めること。
80. 「京都市口腔保健推進実施計画」に基づき、関係機関と協議し、歯周病や口腔がん対策など歯科口腔保健施策の充実を図ること。
81. 高齢者の再就職・社会参加を一層推進するとともに、特に団塊の世代の知識や経験を活かし、地域の支え手の養成に積極的に取り組むことにより、活動寿命を伸ばし、生涯現役社会への環境づくりを推進していくこと。
82. ひとり暮らし高齢者世帯への訪問活動については、これまで得られたひとり暮らし高齢者の実態を分析・評価し、地域ケア会議等において、必要なサービスの把握・対応等について検討するとともに、地域の関係機関との連携をより一層深め、地域全体で高齢者を見守るネットワーク構築を図っていくこと。

重点項目

83. 認知症対策については、国において策定された国家戦略に基づき、早期診断と患者・家族への支援などに取り組むとともに、認知症初期集中支援チームの取組を更に進め、認知症総合支援事業を強力に推進すること。また、若年性認知症に対する取組も充実させること。
84. 地域における医療・介護・福祉の連携強化に向けた地域包括ケアシステムの構築を一層推進すること。また、そのためにも介護従事者の処遇改善を着実に推進すること。介護予防・日常生活支援総合事業いわゆる総合事業においては、地域支え合い活動創出コーディネーターなどの活動をしっかりと検証し、シルバー人材センターなどの新規事業所の参入も十分に活用して、要支援者に寄り添うサービスとなるよう取組を推進すること。

85. 高齢者虐待については、地域包括支援センター、福祉事務所などを中心に保健・医療・福祉等の関係機関が連携・協力した取組を進めるとともに、養護者への支援強化を図ること。また、市民に対する啓発活動を多角的に実施すること。
86. 成年後見制度の促進については、関係団体との連携を図り、着実に取組を推進すること。
87. 敬老乗車証制度については、市民意見を十分に踏まえ、持続可能な制度の構築に向け多角的に検討すること。それにあたっては、低所得者への配慮とともに、地域による不公平感を軽減できるよう民営バスの適用範囲の拡大等に十分留意すること。
88. 東京オリンピック・パラリンピック、関西ワールドマスタースゲームズの安心安全な開催のためにも、感染症対策については、国・府と連携を強化し、医療衛生センターでの対応や移送に係る実地訓練など、本市の果たすべき役割への備えを十分に行うこと。
89. 市民や観光客の健康の保護を図ることを目的とした「京都市食品等の安全性及び安心な食生活の確保に関する条例」に基づき、具体的で実効性のある取組が行われるよう、家庭・地域、関連する諸団体、機関との連携を図り、安心安全な食材の確保と食の提供に努めること。
90. 動物愛護推進施策については、動物愛護管理法の改正を踏まえ、人と動物が共生できるうるおいのある豊かな社会の実現に向け京都動物愛護センターを中心に、府・市及びボランティア等が相互に連携する幅広い協働体制により、総合的な取組を推進していくこと。また、「京都市動物との共生に向けたマナー条例」の見直しに向けた課題を抽出しながら、多頭飼育対策・マイクロチップ装着事業・まちねこ支援事業の強化を図ること。更に、動物虐待事案に対応する府市連携のアニマルポリスの体制整備を検討すること。

重点項目

91. 「民泊」については、引き続き違法民泊根絶に向けた取組を強力に推進するとともに、旅館業法によるものと住宅宿泊事業法によるものとを問わず、地域と調和したものになるよう、他局及び関係機関と連携し取り組むこと。

重点項目

92. 「京・地域福祉推進指針」を踏まえ、福祉のまちづくり体制整備事業に取り組むなど、地域力の強化や総合的な支援体制の構築に取組、地域共生社会の実現を一層図ること。
93. 「京都市版再犯防止推進計画」策定に向けては、関係者の意見を十分に聴き、司法と医療、福祉、地域との緊密な連携で当事者を孤立させない共生社会創出に資する実効性のあるものとなるよう取組を進めること。
94. 障害者文化芸術活動推進法の制定を踏まえ、文化芸術を創造する機会の拡大、作品を発表する機会の確保など、障がい者による文化芸術の創造に資する取組を進めること。
95. スペシャルオリンピックスをはじめとする障がい者スポーツの振興については、障がいのある人もない人もともにスポーツに親しみ、体験できる機会の創出と周知・広報に取り組むこと。

子ども若者はぐくみ局

96. ひきこもりや不登校など、支援が必要な子ども、若者に対し、関係部局と緊密な連携のもと総合的、かつ本人と家族に寄り添った質の高い支援に取り組むこと。
97. 幼児教育・保育の無償化に伴い、新たに対象となった認可外保育施設の質の向上を図るとともに、担い手となる保育士等の確保と働き方改革に取り組むこと。

重点項目

98. 令和元年度に策定予定の「京都市はぐくみプラン」を踏まえ、保育サービス、病児・病後児保育、放課後の子どもの居場所づくりなど個々の施策を充実させるとともに、「妊娠前から出産・育児期」の支援の充実や貧困家庭の子ども・若者支援等、切れ目のない支援に取り組むこと。
99. 子ども医療費支給制度については、入院、通院ともに中学3年生まで無料化ができるよう、府市協調のもとに、財政状況を見据えながら計画的に取り組むこと。

重点項目

100. 児童虐待防止のため、国の施策と連動し、児童相談所の一層の体制及び専門性の強化と関係機関や他自治体との連携強化を進めること。国に対しては必要な財源措置要望をはじめ、現場の状況を的確に伝えること。

重点項目

101. 自閉症・発達障がい児（者）の支援について、発達障害者支援センターを中心に、支援連携協議会との有機的な連携を図り、乳幼児期から成人期までを通した総合的支援に取り組むこと。また、待機者の解消については、早期の療育につなげるよう、引き続き体制整備を図ること。
102. 放課後等デイサービス事業の不適正な運営を是正し、支援サービスの質の向上を図ること。

重点項目

103. 保育園の通園路や散歩路の実態調査を踏まえ、関係局との連携のもとに、児童の安全対策に取り組むとともに、保護者や事業者、地域に対して、子どもの命を守る意識向上を図るための施策を推進すること。

104. 京の食文化を子ども達に伝えるため、日本料理アカデミーとの共同での食育事業等、子ども達の健全な成長を育む食育の推進を図ること。
105. 医療的ケア児の支援については、コーディネーターの育成を行うこととあわせて、府と連携して包括的な支援を行うこと。
106. 「京都市貧困家庭の子ども・青少年対策に関する実施計画」の策定を踏まえ、経済的理由などで教育を受ける機会が損なわれることのないよう、全ての子どもに基礎学力の定着と学習習慣の確立を図るために取り組むこと。

都市計画局

107. 都市構築にあたっては、都市部と周辺部の活力の向上を図りつつ、市民にとって安心安全で快適な暮らしの確保と産業の活性化並びに働く場の確保と合わせて、緑豊かな地域の活性化に資する持続可能なまちづくりに取り組むこと。

重点項目

108. 新景観政策の更なる進化については、京都の景観の守るべき骨格を堅持しつつ、地域特性に合わせ、若者・子育て世代層の市外転出、オフィス空間や産業用地の不足などの課題解決を図り、地域の活性化に資するよう取り組むこと。
109. 公共施設のライトアップ等、観光振興に資する取組にとどまらず、市民のライフスタイルが大きく変化する時代に対応し、地域特性を踏まえた夜間におけるまちの景観創造に取り組むこと。

重点項目

110. 空き家対策については、特定危険空き家の対策に早急に取り組むとともに、空き家の利活用と適正管理に関して、施策に鋭意取り組むこと。
111. らくなん進都（高度集積地区）については、新たな産業用地の創出を強力に推進するとともに、利便性の向上を図ること。
112. 建築物の耐震化については、住宅、市有建築物、特定建築物などの耐震化率の目標値達成に向けて、更なる推進を図ること。
113. 「歩くまち・京都」総合交通戦略の推進に当たっては、ビッグデータ等を活用した交通流動実態調査の分析状況を踏まえ、観光地における混雑緩和など実効性ある取組を行うこと。
114. 自動運転による新たな交通システムの実現に向け、引き続き調査・研究を進めること。また、システム導入対象地域については、市内中心部だけでなく、交通不便地域と言われる周辺地域や、次代の新産業エリア等、次代のニーズを十分に踏まえ、その可能性について幅広い視点で検討すること。

115. 「歩くまち・京都」交通バリアフリー全体構想に基づく駅のバリアフリー化整備については着実に推進するとともに、転落防止対策を鉄道事業者及び関係機関と連携し、計画的に推進すること。

重点項目

116. 長寿社会の到来による課題や、高齢者や障がい者など移動に困難を来す市民ニーズを十分に踏まえながら、交通不便地域対策や生活路線の確保等を含む公共交通対策を各局連携の下に推進すること。

重点項目

117. 高齢者などの居住支援については、京都市すこやか住宅ネットによる取組を充実させるとともに、新たな保証制度の導入など、より効果的な制度を構築すること。
118. 市営住宅については高齢社会を見据えたユニバーサルデザインの観点から高齢居住者対応型の住居改修やエレベーター設置事業の促進、住み替え制度等の充実を図ること。
119. 市営住宅の空き室整備を迅速かつ積極的に推進し、公募戸数確保の上、単身者戸数の拡大と公募回数の改善に更に取り組むこと。あわせて、市営住宅を活用した地域活性化に資する機能の導入を積極的に図ること。
120. 地震をはじめとする自然災害によるブロック塀倒壊から人命を守るため、民間ブロック塀の除却促進により一層取り組むこと。

建設局

121. 防災・減災の視点に立ち道路や橋りょう、公園などの社会インフラについては、長寿命化に取り組むとともに、適切な維持管理を積極的に推進すること。

重点項目

122. 近年、頻発する台風や大雨被害を踏まえ、各局と連携を図り着実に対策を推進すること。また、河川のしゅんせつ、整備など浸水対策及び土砂災害対策については国、府と緊密な連携を図り取り組むこと。
123. 倒木・停電等が課題である風台風への対策として、災害時における電力会社との連絡体制の構築など、具体的な対策を講じること。
124. 大雨や台風などの災害に強い山間部の道路維持のため、道路のり面の予防保全などの対策を推進すること。

重点項目

125. 「みつけ隊」の広報周知に努め、登録者の増加を図り、市民協働・共汗型のまちづくりを進めること。
126. 生活道路の維持補修については、市民の安心安全を守るため、十分な予算を確保すること。
127. 都心部における渋滞を緩和するために、堀川バイパス等重要幹線道路の整備については、国に予算措置を求め、道路整備事業を計画的に進めること。
128. 令和2年度で計画期間が終了する「京都・新自転車計画」を着実に推進するとともに、策定を進める次期計画においても、以下の項目に取り組むこと。
- ① 安全対策については、世代に応じた実効性ある啓発活動に努めるとともに、特に学生・外国人への利用マナー・ルールの周知徹底を強化すること。
 - ② 歩行者の安全の観点から車道における自転車レーンの整備を促進すること。また、警察と連携を進めて実効性ある違法駐車対策を講ずること。
 - ③ 保険加入の義務化については、市民の十分な理解を得て加入が促進されるよう取り組むこと。

重点項目

129. 地域コミュニティ、防災拠点ともなる公園の整備については、高齢者から子育て世代が使いやすく、親しまれる公園へ質の向上を図ること。

130. 公園整備に当たっては、民間の資金やアイデアを積極的に取り入れ、P a r k - P F I の手法を活用するなど、市内の公園の再整備を推進すること。特に大宮交通公園については、自転車安全教育の推進拠点となるサイクルセンターとして再整備を進めること。

重点項目

131. 大津市での子どもの交通事故を踏まえ、幼稚園・保育所等における散歩や園外活動の安全確保のため、経路等の安全点検の調査を踏まえ、関係各局、警察等の関係機関との連携をはかり、子どもの安全な通行のための環境整備を推進すること。

消 防 局

132. 消防ヘリ、小型水槽車、消防バイク、ドローンなど地域や災害特性を踏まえた消防車両や装備の充実に努めること。また、訓練や体制の充実に努め、災害に速やかに対応できる体制を整えること。
133. 消防及び救急の緊急車両については、ドライブレコーダーの設置を着実に取り組むこと。

重点項目

134. 昨年発生した京都アニメーション第1スタジオでの痛ましい放火火災に関連し、万事に備え、類似の建物を有する事業所に対して、命を守るための避難に関する指導を進めるとともに、市民周知にも努めること。
135. 住宅用火災警報器の未設置世帯への指導や維持管理の指導に努めること。特に、法改正から10年以上が経過した警報器の交換の必要性について市民周知に努めること。

重点項目

136. 府市協調のもと、在宅医療にも対応した「救急安心センター事業（#7119）」の令和2年度内の事業化に向け取り組むこと。
137. 救急救命士の養成や、既に資格を取得し現場で活動している職員の再教育の実施など、一層の救急体制の充実に努めること。また、高度救急救護車の運用をはじめ医療機関と連携した集団救急救助訓練や救急活動を強化すること。
138. いざというときの為に、心肺蘇生法やAEDの使用法など、普通救命講習会の充実と市民参加の拡充を図ること。

重点項目

139. 年代に応じた防災指導カリキュラムを活用し、幼少期からの防災教育に着実に取り組むこと。特に小・中学校等すべての教育機関で実施すること。
140. 自主防災会の円滑な運営を図るため、地域での自主防災活動に対しきめ細かな支援を行うこと。また、我が家の防災行動シールについては、警報レベルの表記など分かりやすい改善に努めること。

141. 残る 7 消防団分施設の耐震化について、消防署が分団と地域関係者の間に立ち、調整を図り着実に進めること。
142. 「消防団 100 人委員会 U-35」の中核である消防団充実強化チームの活動を、全面的にサポートし若者や女性を含め、地域各方面からの消防団員確保に取り組むこと。また、「学生消防団活動認証制度」を周知することで、企業、団体に対し学生消防団員の就職活動において積極的な評価を得られるよう、あらゆる機会を活用し働きかけること。
143. 市民防災センター等を中心に、地震、豪雨、暴風、浸水などの疑似体験を通じて、多くの市民の防災意識や行動力の向上に努めること。

交 通 局

重点項目

144. 経営健全化と共に文化首都京都のまちづくりの視点も重視した「京都市交通局市バス・地下鉄事業経営ビジョン」を着実に推進すること。

重点項目

145. 「地下鉄・市バスお客様1日80万人」を達成するための取組みを強力に進めること。

重点項目

146. 市民が安心して利用するための市バスの乗車環境改善に向けた具体策を推進すること。
- ① バス一日乗車券、バス・地下鉄一日(二日)券の活用促進を図ること。
 - ② 市バスの前乗り後降り方式が可能な路線へ拡充を進めること。
 - ③ 観光シーズンの市バスの混雑対策について、調査に基づき対策の強化を進めること。
147. 女性運転士採用拡大をはじめ交通局における女性の活躍の場の提供と働く環境整備、女性の幹部登用を積極的に図ること。

重点項目

148. 事故ゼロとともに市民に信頼される地下鉄・市バスを目指し、管理の受委託先を含め、地下鉄・市バスの安全運行の取組を強力に進めること。
149. バス待ち環境の改善及び安全対策を一層進めること。
- ① バス停の屋根やベンチ、バスロケーションシステムの設置、バスの駅の新設など「経営ビジョン」に基づき着実に進めること。
 - ② 危険なバス停の危険性除去、高齢者や障がい者が利用しやすいバス停への改善など、現地を調査したうえで早急に取り組むこと。
150. 市バス均一区間の拡大に努めること。

重点項目

151. 交通系ICカードを活用した乗継割引の拡充など運賃サービスの充実を検討すること。また、ICカードにおいて商業施設などと連携したポイントサービスを実施するなどのICカードの魅力・利便性向上を図ること。
152. 烏丸線の新型車両導入にあわせ、可動式ホーム柵の全駅設置を進めること。

153. 多額の経費を要する地下鉄車両、市バス車両の更新については、リース方式など経費節減の工夫を行うとともに、「経営ビジョン」に基づいた交通事業の利益を必達し資金をしっかりと確保すること。
154. 観光客の市バス・地下鉄の利用満足度向上に取り組むとともに、車内マナーの向上啓発を進めること。
155. 地下鉄のダイヤ編成、市バスの路線・ダイヤ編成にあたり、市民の声や利用者状況調査、更には社会環境の変化に対応し、一層の利便性の向上に努めるとともに、その在り方の検討を進めること。
156. バス運転手及び整備士をしっかりと確保すること。

上下水道局

重点項目

157. 市民の重要なライフラインである水道・下水道を将来にわたって守り続けるために「中期経営プラン」を着実に実施し、一層の経営基盤強化を図ること。
158. 市民に上下水道事業の重要性と、その課題と対策を理解していただくための広報の充実に努めること。

重点項目

159. 「中期経営プラン」に掲げた老朽配水管更新・耐震化のスピードアップを着実に進めること。また、引き続き国の財政支援を求めること。
160. 民間への業務委託を拡大しつつ、上下水道局としての技術の継承と新たな技術導入に努めること。
161. 節電対策、猛暑対策として有効である水道ミストの普及を推進すること。
162. 10年に一度の大雨に備え、雨水整備率を更に引き上げるとともに、全国での台風・大雨による災害状況を把握・分析し、特別警報レベルの大雨・洪水対応を検討すること。
163. 合流式下水道改善率の向上に努めること。
164. 下水道施設の活用による創エネルギーに一層取り組むこと。
165. 上下水道局の南部への移転集約にあたっては、移転集約後の市民サービス向上にしっかりと取り組むとともに、現本庁舎の暫定有効活用を図り市全体の活性化に寄与するよう十分に検討を行うこと。
166. 今後老朽化のピークを迎える下水道管の老朽化更新事業を計画的に進めること。

重点項目

167. 検針業務の効率化や難検針の解消のほか、使用水量等の推移の詳細なデータが把握できるなど、水道事業運営上の様々な課題の解決や新たなお客さまサービスの提供ができるようになる水道スマートメーター導入を進めること。

168. 府内他都市との広域連携においては、京都市民の重要なライフラインを守る立場で、連携の可能性を探り進めること。

教育委員会

169. 児童がスムーズに小学校生活が送れるよう、就学支援シートの活用により就学前施設と小学校の連携を強化すること。
170. 小学校で令和2年度から、中学校で令和3年度から全面实施される新学習指導要領を見据え、アクティブラーニングの視点からの本市の特性を活かした指導法の研究を進めるとともに、小学校5・6年生での英語の教科化や、プログラミング教育など、時代の進化に合わせた取組を充実させること。

重点項目

171. 教員が授業の充実に注力し、子どもたち一人一人に寄り添える環境づくりを進めるため、「校務支援員」や「スクールロイヤー」等の外部人材を積極的に活用するとともに、学校給食費の公会計化の導入等、教職員の事務負担軽減に向けた「教員の働き方改革」に国と連携し取り組むこと。

重点項目

172. 「京都市いじめの防止等に関する条例」に基づき、教育現場におけるいじめ根絶に強力に取り組むこと。そのために、SNSを活用した相談体制の確立など、子どもの声を早くキャッチする取組を進めること。

重点項目

173. 児童生徒の安全教育、防災教育を充実させるとともに、災害時の緊急避難所として、小中学校の施設防災機能強化を進めること。あわせて、通学路の安全対策も同時に進めること。学校施設等の安全対策に要する費用について必要な国の補助制度の拡充を求めること。
174. 教員の資質向上のため、現場ニーズにあった研修や、アンガーマネジメント等、実効性ある取組を進めること。
175. 発達障がいのある児童・生徒への学習支援及び生活介助等を行う総合育成支援員を一層拡充するとともに、教員との連携を図り、よりきめ細かな教育を引き続き推進すること。
176. 総合支援学校高等部の就労支援については、生徒個々のニーズに応じた進路の開拓とともに、就職後の支援にも他局と連携して継続的に取り組むこと。

177. 子どもたちの文化・芸術のチカラが一層向上できるよう、本物の文化・芸術に触れる多様な機会の提供に努めるとともに、人間性を育む書写教育に積極的に取り組むこと。
178. 「第4次京都市子ども読書活動推進計画」を踏まえ、中高生の読書活動の推進をはじめ、学校・家庭・図書館・地域・民間団体が連携した取組を推進すること。また市立図書館については、青少年をはじめ全ての市民の居場所となる魅力ある図書館づくりを進めること。
179. 児童生徒が生き方や社会的関わりを学ぶ、キャリア教育、福祉教育等を引き続き推進すること。また、主権者教育の実践を関係機関と連携し進めること。
180. がんに関する正しい理解を深めるがん教育に積極的に取り組むこと。京都府医師会など関係機関と府による「がん教育推進プロジェクト」に参画し、出前講座「生命のがん教育」などの活用を図ること。
181. SNS の利用に潜む危険性から子どもを守るネットリテラシー教育を一層推進すること。
182. 薬物のまん延から子どもたちを守るため、保護者・地域・関係機関をはじめ京都府警と連携し、喫煙・飲酒・薬物乱用防止に関する教育の徹底、指導の充実を一層図ること。
183. スクールカウンセラーの拡充、人材確保を図り、スクールソーシャルワーカーの配置を積極的に行うとともに、クラスマネジメントシートの活用により実態把握に努め、暴力行為の発生防止や生命の尊厳を学ぶいのちの教育の取組の充実に努めること。
184. 外部コーチ派遣事業や部活動指導員を活用し、子どもと教職員の両面の立場から部活動の改善を進めること。
185. 東京オリンピック・パラリンピック開催の動向を踏まえ、子どもたちの競技力向上につながる取組やスポーツの素晴らしさに触れる取組を推進すること。
186. 中学校給食に関するアンケート結果を踏まえ、中学校給食の更なる充実を図るとともに、小中学校給食において食育の充実に努めること。また、スチームコンベクションオーブン等、調理施設の整備を計画的に進めること。

重点項目

187. 経済的理由で義務教育を学べなかった方や不登校の学び直し、外国籍児童等の多様な学びの場となる夜間中学の充実を、府市協調により図ること。

重点項目

188. 不登校については、問題行動ではないという前提に立って、教育機会確保等の趣旨を踏まえ、早期対応と未然予防、子どもたちの多様な学びの場づくり、あわせて、子どもたちが一定休養するということが大事であるという視点も盛り込み、家庭と連動した適切な支援を行うこと。
189. 学校施設整備におけるトイレの洋式化については、校舎外のトイレも含め計画的に整備すること。とりわけ避難所機能のある体育館については、トイレの計画的な洋式化を進めること。
190. 体育館へのエアコンを計画的に設置すること。
191. 「京都市自転車安心安全条例」に基づき、学校教育における自転車安全教育を拡充すること。小学校で実施の安全教室に加えて、中学校のカリキュラムに組み込み、全ての生徒が受講する仕組みを構築すること。
192. 世界共通の目標である SDGs の達成に向け、持続可能な開発のための教育（ESD）を推進すること。

公明党京都市会議員団

青 野 仁 志 (中京区)

かわしま 優子 (伏見区)

国 本 友 利 (左京区)

曾 我 修 (伏見区)

大 道 義 知 (南 区)

兵 藤 しんいち (北 区)

平 山 よしかず (西京区)

松 田 けい子 (山科区)

湯 浅 光 彦 (右京区)

吉 田 孝 雄 (伏見区)

公明党京都市会議員団

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

TEL 075(222)3732 / FAX 075(212)3608

Eメール komei@lime.ocn.ne.jp